

平成 28 年度 北海道サッカーリーグ

第 5 回 札幌ブロックリーグ 開催要項

- 1 主 旨 本大会は、各地区社会人サッカーリーグの代表チームが更に高いレベルと、幅広い活動を目指し、社会人サッカーの発展に寄与することを目的として実施する。
- 2 名 称 平成 28 年度 北海道サッカーリーグ 第 5 回 札幌ブロックリーグ
- 3 主 催 (公財) 北海道サッカー協会 北海道社会人サッカー連盟
- 4 主 管 札幌地区サッカー協会 札幌社会人サッカー連盟
- 5 協 賛 株式会社 モルテン
- 6 開催期日 平成 28 年 5 月 8 日(日) ～8 月 28 日(日)
- 7 会 場 札幌サッカーアミューズメントパーク (天然芝・人工芝)、
札幌市 東雁来公園サッカー場 他

- 8 参加資格
(公財) 日本サッカー協会及び全国社会人サッカー連盟に加盟登録された第 1 種の登録チーム(準加盟を含む) で、次の資格を有するものに限る。
 - (1) 本年度、上記の加盟登録手続を完了し、加盟金納入済みのものであること。
 - (2) クラブチームは、他の事業体チーム或いは他のクラブチームに二重登録されていないこと。
 - (3) 高校在学中の生徒は参加できない。ただし、(公財) 日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチームの選手は除く。
 - (4) 外国籍選手の登録・出場は 1 チーム 3 名以内とする (準加盟を除く)。
 - (5) 全道ブロックリーグ決勝大会に出場権を得た場合、必ず出場できるチームであること。

- 9 リーグ編成
札幌地区 6 チーム編成とする。

- 10 競技規則
 - (1) 本年度 (公財) 日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
 - (2) 試合に出場する選手は、(公財) 日本サッカー協会発行の選手証 (写真を貼付したもの) を必ず携行し、選手エントリー用紙と共に本部に提出すること。未提出の選手は、その試合に出場することは出来ない。ただし電子登録証 (写真が登録されたもの) が確認出来る場合は出場を認めるものとする。

- 11 競技方法
 - (1) 6 チームによる 2 回戦総当たりとする。
 - (2) 競技時間は 90 分とし延長、PK 戦は無い。
 - (3) 交代できる数 : 4 名
 - (4) 交代要員の数 : 7 名
 - (5) ベンチに入ることのできる数 : 13 名 (交代要員 7 名、役員 6 名)

- 12 参加料
195,000 円 (消費税込)

- 13 選手エントリー
 - (1) 第 8 条の「参加資格」を有したチームの選手をいう。
 - (2) 選手登録の追加・移籍・削除の手続きはチームが所属する地区協会に行い、その内容が所

定の手続きにより本大会事務局で確認された後、出場が認められる。

14 ユニフォーム

大会実施年度の（公財）日本サッカー協会ユニフォーム規程による。
但し、以下の項目については特に本大会用として規定する。

- (1) ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ストッキング）は正の他に副として、正と色彩（濃淡）が異なり判別しやすいユニフォーム色彩を参加申込書に記載し、各試合に必ず携行すること。
（FP・GK 用共）
- (2) シャツの色彩は審判が通常着用する黒色と明確に識別し得るものとする。また、選手番号は審判が明確に識別し得るものでなければならない。
- (3) シーズン中の番号の変更はできない。

15 組合せ及び日程

- (1) ホームアンドアウェイ方式を原則とする。
- (2) リーグ日程、試合開始時間、順序は、本運営委員会において決定する。

16 順位の決定

次の方法により決定する。

- (1) 勝点（勝ち3点・引分1点・負け0点）
- (2) 全試合のゴールデファレンス（総得点－総失点）
- (3) 全試合の総得点数
- (4) 当該チームの対戦成績
1. 勝点 2. 得失点 3. 総得点数
- (5) 以上により確定することができない場合には、北海道社会人サッカー連盟において順位決定する方法を決定する。

17 表彰

- (1) チーム表彰
優勝 賞状：（公財）北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟
トフィー：北海道社会人サッカー連盟
準優勝 賞状：（公財）北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟
トフィー：北海道社会人サッカー連盟
- (2) 個人表彰
得点王 トフィー：北海道社会人サッカー連盟

18 入替

- (1) 当該年度各ブロックリーグ優勝チームは、全道ブロックリーグ決勝大会への出場権を得る。
- (2) 入替戦は別途札幌ブロックリーグ運営委員会で決定する。

19 競技審判員

- (1) チーム帯同審判制はとらない。
- (2) 審判資格は主審を2級以上、副審を3級以上、第4の審判員を4級以上とする。但し、主審については主管地区協会審判委員長が特に推薦している3級審判員が担当することを認める。
- (3) 地区担当者は試合開催日までに主管協会へ審判員の派遣を依頼すること。
- (4) 主審は競技終了後、速やかに審判報告書を会場責任者に提出すること。
- (5) 各審判員への報酬は別に定める。

20 競技記録及び公式記録員

- (1) 本大会の競技記録は別に定める運営当番チームが行う。

- (2) 競技記録は（公財）北海道サッカー協会が認定した公式記録員を含む 2 名以上で行うこと。
- (3) 競技記録担当者は、試合開始 40 分前までに本部席に集合し必要な準備を行うこと。
- (4) 公式記録は、試合終了後、ただちに記録内容を確認し、記録用紙両チーム監督、主審及びマッチコミッショナーの署名を求めること。
- (5) 完成した記録用紙は会場の運営責任者へ提出すること。なお、その後の異議・訂正は原則認めない。

21 会場運営

- (1) 会場の準備は各会場の第 1 試合のホームチームが行い、片付けは各会場の最終試合のホームチームが責任を持って行うこと。
- (2) ホームチーム運営委員は、会場準備・後片付け及び試合運営に関する事項について、事前に主管地区のサッカー協会及び責任地区連盟と打ち合わせを行う。
- (3) 準備は試合開始時刻の遅くとも 90 分前から行い 30 分前には完了すること。
会場責任者の指示により①テントの設営 ②机・椅子・ベンチの設置 ③ラインの整備④ゴール及びコーナーフラッグの設置 ⑤第 4 の審判員席の設置 ⑥試合球(2 個)の提供を行う。
- (4) 各試合の運営当番チームは 4 名以上の担架要員を待機させること。また、試合会場でボールボーイが必要な場合は別途要員を待機させること。
- (5) 後片付けは試合終了後速やかに行い、30 分以内を目途に終了し、施設管理者の確認を受けること。会場責任者の指示により①使用機材の撤収②会場内外のゴミ等の回収・清掃を行う。
- (6) 会場によってゴールの移動が必要な場合、第 1 試合の両チーム・最終試合の両チームが分担して移動する。

22 懲 罰

(1) 警告・退場の処置

- ① 警告は累積 3 で 1 試合の出場停止とし、退場処分を受けた選手は自動的に本大会における直近の試合での出場停止処分を受ける。その後の処置については、本大会の規律委員会が決定する。
- ② 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、本大会のみに適用されるものとし、他大会に影響しない。
- ③ ①の退場処分による出場停止が本大会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームまたは処分対象者が出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。
- ④ 本大会の規律委員会は札幌ブロックリーグ運営委員会内に置く。また必要に応じて北海道社会人サッカー連盟及び（公財）北海道サッカー協会の裁定に拠り処置する。

(2) 棄権チームの処置

- ① 試合を棄権した場合は原則として次年度において下位リーグへの降格処分とする。
 - ② 特別な事由により棄権となった場合、必要な調査の上、不可抗力と認定されれば再試合を認める。この際、再試合に懸かる会場準備・審判員の配置及び経費は当該チームの負担とする。
 - ③ 不戦勝となったチームに得点 5 及び勝点 3 を与える。
 - ④ 試合成立の必要人数は、試合開始予定時間において 1 チーム 7 名以上とする。
- (3) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は 没収試合とする。この場合、原則として当該チームを出場停止とし、その後の処置は上記(1)④の裁定に拠る。
 - (4) 試合中、又はその前後に悪質な言動があった場合その後の処置は上記(1)④の裁定に拠る。
 - (5) 大会期間中、又はその前後において、本大会の秩序を乱すような悪質な言動があった場合その後の処置は上記(1)④の裁定に拠る。

23 マッチコミッショナー

- (1) 本大会は、各会場の各試合にマッチコミッショナーを配置する。

- (2) マッチコミッショナーは試合開始 60 分前にマッチコーディネーションミーティングを行い、試合に臨む両チームの監督と意見交換を行い、スムーズに試合が行われるよう確認を行う事。
- (3) マッチコミッショナーは、試合開催（試合中を含む）におけるトラブル等が発生した場合、札幌ブロックリーグ運営委員会に対し、速やかに「マッチコミッショナー緊急報告書」を提出すること。

24 その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務づける。ただし、やむを得ずベンチ入りができない場合、チーム役員が監督代理を行うことができる。この場合事前に所属地区連盟に届け出て許可を受けなければ成らない。緊急の事態により、事前の許可を得られなかった場合は、会場責任者に速やかに事情を説明し指示に従うこと。尚、緊急の事態の経緯等を書面にて所属地区連盟宛へ提出すること。
- (2) 監督がその任を永きにわたって履行できない場合、所属地区連盟に申し出し、指示を受けること。
- (3) チーム監督あるいは助監督が選手を兼ねる場合は、事前に登録された役員をベンチ入りさせること。
- (4) 監督の代理をできる者は、事前に登録された役員 6 名以内の中から行うこと。
- (5) 上記(1)～(4) に違反した場合の処分に関しては本大会規律委員会において決定する。
- (6) シーズン途中のチーム名称及び登録地の変更は認めない。
- (7) 試合場への移動、及び試合中などの事故防止については各チームの責任において徹底する事。また傷害保険等の加入もチームの責任において行うこと。
- (8) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合には、本大会主管地区責任者、マッチコミッショナー、審判団において協議のうえ対処する。その場合、中断・中止・延期する事があるので留意のこと。

25 附 則

- (1) 本大会を円滑に運営するために「札幌ブロックリーグ運営委員会」及び事務局を置く。
- (2) 札幌ブロックリーグ運営委員会規程は別に定める。

【本大会に関する問い合わせ先】

札幌社会人サッカー連盟事務局

〒062-0912

札幌市豊平区水車町 5 丁目 5-41

E-mail a00016490@triton.ocn.ne.jp

TEL/FAX (011)841-2401

以 上